



飯野海運グループ腐敗防止方針

飯野海運グループは、グローバル企業として、飯野海運およびその子会社のすべての役員・従業員による法令・社内規程等の遵守、倫理の励行の積み重ねにより、公正な企業活動を行うことが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、当社の企業理念に基づき「飯野海運グループ腐敗防止方針（以下、本方針）」を定めました。本方針は、「国連グローバル・コンパクト 10 原則」で提唱されている腐敗防止に関して基本的な考えを示すものでもあり、ステークホルダーの皆様の期待に応え続ける企業であるために、飯野海運グループはあるべき姿の実現に向けて本方針をここに公表し、より一層徹底してまいります。

1. 適用範囲

本方針は、腐敗行為等の防止への取組みに対する飯野海運グループの責任を示すものであり、飯野海運およびその子会社のすべての役員・従業員に適用します。また、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針を支持いただくよう理解を求めてまいります。なお、必要に応じて契約書等の中で腐敗行為等の防止に向けた対応についての取り決めをお願いする場合があります。

2. 遵守する法令

飯野海運グループは、事業活動を行う各国・地域の腐敗防止に係る法律を遵守します。

3. 腐敗防止への取組み

第1項 贈収賄の禁止

「贈収賄」とは、自分の都合のよい待遇を得る目的で金品等の賄賂を贈る、不正に報酬を得る、またはその約束をする行為をいいます。法令または社会通念上不適切な接待や金品の贈与および受贈を禁止します。

第2項 ファシリテーション・ペイメントの禁止

行政サービスの円滑化を目的として行う公務員への違法な少額の金銭等の支払いをさすファシリテーション・ペイメントを禁止します。

第3項 違法な政治献金の禁止

政治献金を行う際には関係法令を遵守し、政治との癒着というような誤解を招きかねない行動を慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

第4項 マネーロンダリングの禁止

不正な方法で得た収益を送金等により出所を不明にする目的で資金洗浄を行うことを禁止します。

第5項 インサイダー取引の禁止

職務上知り得た未公開の情報を利用して自己の利益を図るインサイダー取引を禁止します。

第6項 利益相反取引の禁止

原則として会社の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るための直接または間接的な取引をさす利益相反取引は当社「コンプライアンス規程」により禁止されています。利益相反が懸念される場合には、取締役会の承認等、法令に則り必要な手続きを行います。

第7項 不正行為の禁止

「不正行為」とは、人や組織に対して、その人や組織に不利益をもたらす目的で行う、意図的な不実告知や重要な事実を隠蔽する行為をいいます。飯野海運グループは、一切の不正行為を禁止し、日常のいかなる業務においても、すべての役員・従業員は、不正行為を見逃さないように注意します。

4. コンプライアンス体制

飯野海運グループは、コンプライアンス委員会における委員長である社長執行役員により指名された「コンプライアンス担当執行役員」（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）のもとで、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図り、定期的にコンプライアンス委員会において審議するとともに、取締役会に報告を行っています。

また、腐敗行為については、当社グループの「コンプライアンス規程」における禁止事項として同規程「行動規範」において明確に記載しています。万が一、役員・従業員が当該禁止事項に違反し国内外の腐敗防止に係る法令に抵触する行為を行った場合には、就業規則等に従い厳正な処分を実施します。

上記のコンプライアンス体制の遵守を通じ、腐敗行為の防止に対する取組みを徹底していきます。

5. 通報窓口の設置

飯野海運グループは、役員・従業員および取引先関係者が、当社グループ内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある、またはその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるよう通報窓口を設けています。なお、本制度を利用したことによる不利益な扱いは禁止し、通報者の秘密を保持する運用体制も併せて整備しています。

6. 教育・研修

飯野海運グループは、「コンプライアンス規程」の中で定めた禁止行為の周知、国内外の腐敗防止に係る法令の遵守を徹底することを目的として、すべての役員・従業員への教育活動を行います。

2025 年 1 月 24 日

飯野海運株式会社